

# 三重県景観計画 変更案

## 第5章(一部抜粋)

※赤字部分が、今回変更（追記等）  
しようとする部分です。

平成28年6月

三 重 県

[当初] 平成 19 年 12 月 4 日公表、平成 20 年 4 月 1 日発効

[変更] 平成 27 年 1 月 9 日公表、平成 27 年 4 月 1 日発効

[変更] 平成〇年〇月〇日公表、平成〇年〇月〇日発効

## 第5章 県の推進方策

県は、良好な景観づくりに向けて、広域的かつ長期的な視点にたち、「地域の良好な景観は、自ら守り、育て、次の世代へ引き継いでいく、県民共通の資産である。」との考えを共有していくことが重要だと考えています。

このため、本県独自の景観形成施策を拡充するとともに、景観法等の諸制度を有効に活用していきます。

このように、県は、地域の方々などの主体的な活動が、全県的な景観づくりへとつながるよう支援していくとともに、自らも良好な景観づくりに取り組みます。

### 1 地域が主体となる景観づくりに向けた支援

良好な景観づくりに向けて、地域住民や地域により近い市町や事業者が主体となって、良好な景観づくりに取り組めるよう有効な支援方策を示します。

#### (1) 景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及

県民等や市町による主体的な景観づくりを進めるため、県は、景観づくりに関する情報(規制誘導措置、景観資産、取組事例、支援制度等)を収集するとともに、ホームページ等の活用により、景観づくりに関する情報の提供及び知識の普及を行います。

#### (2) 景観づくりに関する専門家、有識者の派遣

良好な景観づくりに関する様々な分野の専門家を派遣し、有効な助言等を提供する必要があります。

このため、県は、市町や住民、景観づくり団体等から要請があったときは、専門家等の派遣に際し、人材の選定や必要に応じて直接派遣するなど必要な支援を行います。

#### (3) 景観づくりに向けた市町支援

全県的な景観づくりを展開するため、良好な景観づくりに関する取組事例や取組内容をわかりやすく市町に紹介するなど、市町の景観行政の取組あるいは円滑な景観行政団体への移行に向け、研修会の開催や専門家の派遣等を行います。

#### (4) 地域の良好な景観づくりの実施

地域住民や市町が主体的に、また、具体的に良好な景観づくりを実施している地域において、県が管理している施設がある場合、より良好な景観づくりを実現するため、県は検討する場に参加します。

## (5) 広域景観づくりの支援

県内には、山並み、河川、海岸線、道路、田園などの複数の行政区域にわたる広域的な景観があります。

このため、これらの良好な景観づくりにあたっては、多様な主体とともに、広域的な景観づくりについて検討を行い、適切な役割分担のもと取り組みます。

## (6) 眺望景観の保全と視点場づくり

山地・山脈や森林、棚田、丘陵地、海・海岸、河川、道路や街道など、四季折々の美しい眺めが楽しめる場所が数多くあることは、観光立県三重の大きな魅力となっています。

このため、県では、将来に向けて良好な眺望景観を保全していくため、県民等の参加、市町との連携のもと、本県の誇れる視点場を選定し、広く県民等に情報発信するなど、眺望景観の保全や創出につながるよう取り組みます。

## 2 良好な景観づくりのための制度や手法の活用

---

良好な景観づくりに向けては、景観法に基づく制度や手法を活用するとともに、都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、良好な景観づくりにつながる生活環境の向上のための取組を総合的に検討し、施策を推進します。

### (1) 景観法による規制誘導方策

#### ① 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

建築物の建築等の景観に影響を与えることが予想される行為に関し、景観づくりのために守るべき形態意匠等の基準を示します。特に、大規模な行為については、届出を義務づけることにより、景観に配慮した行為となるようにします。

##### ア 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、別記1のとおりとします。

##### イ 届出対象行為

届出が必要となる行為は、別記2のとおりとします。

なお、世界遺産・熊野川を有する地域（以下「熊野川流域」という。）における景観形成基準及び届出対象行為は、熊野川流域に関する景観計画である「熊野川流域景観計画」で定めます。

#### ② 屋外広告物に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ関係）

##### 〔取組方針〕

屋外広告物は、地域の景観に影響を与える重要な要素といえます。このため、三重県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置等の規制を地域の良好な景観

の形成に即したものとし、屋外広告物沿道景観地区制度を活用し、良好な景観の維持及び形成を図るとともに、違反屋外広告物の是正を進めます。

### ③ 景観重要公共施設に関する事項(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

#### 〔景観重要公共施設を定める方針〕

道路、河川、港湾などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素のひとつであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

### ④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項(景観法第8条第2項第4号ニ関係)

#### 〔取組方針〕

市町や地域住民等が農業振興地域の景観に関する価値認識の向上を図るとともに、市町における景観農業振興地域整備計画の策定や景観整備に向けた実践を支援します。また、途絶えつつある景観を構成してきた技術の継承に取り組めます。

### ⑤ 自然公園区域に関する事項(景観法第8条第2項第4号ホ関係)

#### 〔取組方針〕

県内の優れた自然の風景を保護し、次の世代へ引き継いでいくために、自然公園(国立公園・国定公園・県立自然公園)区域内においては、工作物の新築・改築や土石の採取などの土地の形状変更、広告物の設置や表示などの景観に負荷のかかる行為について、自然公園法及び県立自然公園条例に示す基準を遵守することとし、県民等及び関係行政機関がそれぞれの役割を分担し、自然公園内の景観づくりに貢献するよう努めます。

### ⑥ 景観協議会

広域的な景観づくりの視点にたち、山地・山脈や海・海岸などの美しい自然的景観等の保全に取り組む場合は、県民等や関係行政機関で組織する景観協議会制度の活用を図ります。

### ⑦ 景観整備機構

良好な景観づくり活動を主体的に展開しているNPO等の団体を把握し、景観整備機構として位置づけるなど、制度の活用を図ります。

### ⑧ 景観協定

住民自らの合意に基づき、建築物等の形態・意匠や緑化など、景観に関する様々な事項を定めることにより、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の活用を図ります。

## (2) 都市計画法による規制誘導方策

市街地の良好な景観を形成するための景観地区、都市内の樹林地等の良好な自然的景観を保全するための風致地区、建築物の高さの制限を行うための高度地区等の地域地区や、景観等についてきめ細かなまちづくりのルールを定める地区計画等の制度を市町が活用できるよう支援します。

## (3) 建築基準法による規制誘導方策

住民自らの合意に基づき、建築物の形態、意匠等に関する様々な事項を定めることができる建築協定は、地域の景観づくりに資することが可能な制度であることから、制度の周知を進めます。

## (4) 文化財保護法による規制誘導方策

地域の資産である文化的景観の保護・形成及び重要文化的景観としての選定を目指す市町の取組については、市町及び県の関係行政機関とが連携し、支援します。

また、地域の景観の構成要素となっている文化財等を保護するため、文化財の指定等を行うなど制度の活用を図るとともに、文化財を地域の資産として活かす地域の取組を支援します。

## (5) 生活環境の向上方策による取組

### ① 都市の緑の保全・創出

都市における緑地の保全及び緑化等を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」を策定するなどの市町の取組を支援するとともに、都市公園の整備を推進します。

### ② 無電柱化の推進

「無電柱化推進計画」に位置づけられた箇所について、電線、電柱類の地中化等の整備を地域住民や電線管理者等と協働して進めます。

### ③ 放置ごみの防止

ごみの散乱防止等の環境の美化に関する施策については、関係機関と連携し推進するとともに、県民等が、公共の場所においてはごみを持ち帰るなど環境美化に配慮した行動をとるよう啓発等に取り組みます。また、河川、海岸等に放置されている自動車については、関係機関と連携し、撤去を進めます。

### ④ 空家等対策の推進

適切な管理が行われていない空家等が、地域の景観を著しく損なうことがないよう、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等に関する対策を推進する市町の取組を支援します。

#### ④⑤ 水質の改善

河川や海岸の景観には、美しい水が欠かせません。河川の水質については改善傾向にあるものの、海域の水質は横ばい状態であり、公共水域の水質改善のため、汚濁負荷量の一層の削減が必要となっています。このため、「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、下水道、集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を行い、水質の改善に取り組みます。

#### ⑤⑥ 防災施策との連携

本県は、地形、気候等において厳しい条件におかれる地域も多くみられ、特に伊勢志摩地域や東紀州地域の漁村集落や山麓部の集落では、急峻な地形に密集した集落や背後に斜面地が迫った集落などがみられ、地震や津波、浸水被害、土砂災害などの自然災害による被害を受けやすい状況です。

また、街道沿いの歴史的なまち並みが残る木造住宅密集地域では、少子高齢化などにより、空家の増加や家屋の老朽化が進むなかで、耐震性能上問題のある家屋の改修が進まないなど、震災時に甚大な被害をもたらす危険性が高まっています。

これらの状況をふまえ、関連施策と連携し、災害に強い安全なまちづくりを良好な景観づくりと併せて取り組みます。

### 3 公共事業等における良好な景観づくりの推進

---

公共事業や公共施設の整備にあたって、良好な景観づくりを先導していく必要があることから、公共施設等の整備等に関する景観形成ガイドラインを作成するとともに活用するためのシステムづくりを検討します。

### 4 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

---

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく三重県景観計画の区域は、景観行政団体である市町の区域を除く三重県の区域の全域とし、そのうち、熊野川流域景観計画の区域は、熊野川（和歌山県との県境）から主尾根線までの範囲を基本とした区域とします。

なお、県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。

(※「別記1」省略)



## 別記2 届出対象行為（行為の制限に関する事項）

### (1) 届出対象行為

景観計画区域内において、以下に掲げる行為を行おうとする場合、届出が必要となり、前項の景観形成基準に適合する必要があります。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号に定める行為）
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号に定める行為）
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号に定める行為）
- ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）
- ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観法第16条第1項第4号に基づく県条例に定める行為）

## (2) 届出の対象外となる行為

前項(1)のうち、景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。

届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

### ① 条例で定める届出の適用除外となる行為（景観法 第16条第7項第11号 に基づく 県条例に定める行為）

#### 条例で定める届出の適用除外となる行為【要旨】

- 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - ・高さ13m以下で、かつ、建築面積1,000㎡以下のもの
- 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - ① 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの
    - ・高さ13m以下のもの
  - ② 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
    - ・高さ30m以下のもの
  - ③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）
    - ・高さ13m以下のもの
  - ④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
    - ・高さ13m以下のもの
  - ⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
    - ・高さ13m以下のもの
  - ⑥ 擁壁、さく、塀
    - ・高さ5m以下又は長さ10m以下のもの
  - ⑦ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
    - ・高さ13m以下のもの
  - ⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
    - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
  - ⑨ 自動車車庫の用途に供するもの
    - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
  - ⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
    - ・高さ13m以下で、かつ、築造面積1,000㎡以下のもの
  - ⑪ 太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。）
    - ・高さ13m以下で、かつ、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積1,000㎡以下のもの

④⑫ ①から④⑪に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの

- ・建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ5m以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m以下（②に掲げるものにあつては30m以下）のもの

④⑬ ①から④⑪の工作物の種別のいずれにも該当しない工作物

### 3 開発行為

- ・行為に係る土地の面積 3,000 m<sup>2</sup>以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ10m以下のもの

### 4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

- ・行為に係る土地の面積 3,000 m<sup>2</sup>以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さ5m以下又は長さ10m以下のもの

### 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

- ・行為に係る土地の面積3,000 m<sup>2</sup>以下で、かつ、高さが5m以下のもの

### 6 軽微な行為

- ・仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

### 7 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの

- ・森林法第10条の2、第34条第2項
- ・自然公園法第10条第1～第3項、第16条第1～第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第68条第1項
- ・砂利採取法第16条の認可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）
- ・三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項
- ・三重県風致地区における建築等の規制に関する条例第2条、第3条、第4条
- ・市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条第1～第3項
- ・尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条
- ・熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条
- ・大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条
- ・紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第9条、第10条
- ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例第8条、第9条